

○建築基準法施行令第七十四条第一項第二号の規定に基づく設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準及び同条第二項の規定に基づくコンクリートの強度試験

(昭和五十六年六月一日)

(建設省告示第千百二号)

改正 平成一二年 五月三十一日建設省告示 第一四六二号

同 二八年 三月一七日国土交通省告示第 五〇二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十四条第一項第二号の規定に基づき、設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準を次の第一のように定め、同条第二項の規定に基づき、コンクリートの強度試験を次の第二のように指定する。

第一 コンクリートの強度は、設計基準強度との関係において次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

一 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生又はこれに類する養生を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

二 コンクリートから切り取つたコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体について強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に十分の七を乗じた数値以上であり、かつ、材齢が九十一日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

三 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で標準養生（水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。）を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が、設計基準強度の数値にセメントの種類及び養生期間中の平均気温に応じて次の表に掲げる構造体強度補正值を加えて得た数値以上であること。

セメントの種類		養生期間中の平均気温	構造体強度補正值
普通ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	6
		$10 \leq \theta < 25$ の場合	3
		$\theta < 10$ の場合	6
	$36 < F_c \leq 48$ の場合	$15 \leq \theta$ の場合	9
		$\theta < 15$ の場合	6
	$48 < F_c \leq 60$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	12

		$\theta < 25$ の場合	9
	$60 < F_c \leq 80$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	15
		$15 \leq \theta < 25$ の場合	12
		$\theta < 15$ の場合	9
早強ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$5 \leq \theta$ の場合	3
		$\theta < 5$ の場合	6
中庸熱ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$10 \leq \theta$ の場合	3
		$\theta < 10$ の場合	6
	$36 < F_c \leq 60$ の場合	—	3
	$60 < F_c \leq 80$ の場合	—	6
低熱ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$15 \leq \theta$ の場合	3
		$\theta < 15$ の場合	6
	$36 < F_c \leq 60$ の場合	$5 \leq \theta$ の場合	0
		$\theta < 5$ の場合	3
$60 < F_c \leq 80$ の場合	—	3	
高炉セメントB種	$F_c \leq 36$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	6
		$15 \leq \theta < 25$ の場合	3
		$\theta < 15$ の場合	6
フライアッシュセメントB種	$F_c \leq 36$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	6
		$10 \leq \theta < 25$ の場合	3
		$\theta < 10$ の場合	6
<p>この表において、F_c及びθは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>F_c 設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）</p> <p>θ 養生期間中の平均気温（単位 摂氏度）</p>			

第二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本工業規格A一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）一〇一〇二
- 二 日本工業規格A一〇七（コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び強度試験方法）一〇一〇二のうちコアの強度試験方法

附 則

昭和四十六年建設省告示第百十号の一部を次のように改正する。

（「次のよう」略）

附 則 （平成一二年五月三十一日建設省告示第一四六二号）

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成二八年三月一七日国土交通省告示第五〇二号）

この告示は、公布の日から施行する。